

自転車活用推進法の施行について

国土交通省
自転車活用推進本部事務局
平成29年5月

平成28年12月9日

○自転車活用推進法の成立（※議員立法、衆・参とも全会一致）



平成28年12月16日

○自転車活用推進法の公布



平成29年3月17日

○自転車の活用の推進に関する業務の基本方針について(閣議決定)



平成29年4月25日

○関連政令の改正等



平成29年5月1日

○自転車活用推進法の施行（本部発足・本部事務局設置）

基本理念

- 自転車は、二酸化炭素等を発生せず、災害時において機動的
- 自動車依存の低減により、健康増進・交通混雑の緩和等、経済的・社会的な効果
- 交通体系における自転車による交通の役割の拡大
- 交通安全の確保



自転車の活用を総合的・計画的に推進

国等の責務

- 国 : 自転車の活用を総合的・計画的に推進
- 地方公共団体 : 国と適切に役割分担し、実情に応じた施策を実施
- 公共交通事業者 : 自転車と公共交通機関との連携等に努める
- 国民 : 国・地方公共団体の自転車活用推進施策への協力

自転車活用推進法の概要②

基本方針

以下の施策を重点的に検討・実施

- | | |
|----------------------|-------------------|
| ①自転車専用道路等の整備 | ②路外駐車場の整備等 |
| ③シェアサイクル施設の整備 | ④自転車競技施設の整備 |
| ⑤高い安全性を備えた自転車の供給体制整備 | ⑥自転車安全に寄与する人材の育成等 |
| ⑦情報通信技術等の活用による管理の適正化 | ⑧交通安全に係る教育及び啓発 |
| ⑨国民の健康の保持増進 | ⑩青少年の体力の向上 |
| ⑪公共交通機関との連携の促進 | ⑫災害時の有効活用体制の整備 |
| ⑬自転車を活用した国際交流の促進 | ⑭観光来訪の促進、地域活性化の支援 |

自転車活用推進計画

- 政府 : 基本方針に即し、**計画を閣議決定**し、国会に報告
- 都道府県・市区町村 : 区域の実情に応じ計画を定めるよう努める

自転車活用推進本部

- **国土交通省に、自転車活用推進本部**を設置
- **本部長は国土交通大臣、本部員は関係閣僚**とする

自転車の日・月間

- **5月5日を「自転車の日」、5月を「自転車月間」とする**

附則で定められた検討事項

- 自転車活用推進を担う**行政組織の在り方の検討**・**必要な法制上の措置**
- 自転車の運転に関しての**道路交通法違反行為への対応の在り方**
- 自転車の運行により人の生命等が害された場合の**損害賠償保障制度**

【平成29年3月17日 閣議決定】

自転車の活用の一層の推進を図るため、自転車の活用の推進に関する企画・立案、総合調整を行う権限を国土交通省道路局に付与。

自転車の活用の推進に関する施策

- 環境、交通、健康増進等が重要な課題となっている我が国においては、自転車の活用の推進に関する施策の充実が必要。
- 自転車の活用の一層の推進を図るためには、様々な分野における取組を総合的かつ計画的に進めることが必要。



- 自転車活用推進法（平成28年法律第113号）により自転車活用推進本部が設置される**国土交通省（道路局）**に、総合調整権限を付与。

- 国土交通省に「**自転車活用推進本部**」（本部長：国土交通大臣）を設置
- 国土交通省道路局に「**自転車活用推進本部事務局**」を設置、**各府省庁職員を併任**

自転車活用推進本部

【本部長】 国土交通大臣

【本部員】 総務大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣 経済産業大臣
環境大臣 内閣官房長官 国家公安委員会委員長

（その他必要に応じ総理が指定して追加）

自転車活用推進本部事務局

【事務局長】 国土交通省道路局長

【事務局長代理】 国土交通省官房審議官（道路局担当）

【次長】 国土交通省道路局参事官及び内閣府、警察庁、
総務省、文科省、厚労省、経産省、環境省の
課長級の併任者